

霞が関相談所 (東京支部)

財務省 外務省 総務省 警視庁 霞が関駅 (A1出口) 農林水産省 厚生労働省 経済産業省 飯野ビル 霞が関駅 (C1出口) 至新橋 至有楽町 日比谷交差点

高等裁判所 地方裁判所 弁護士会館3F 法務省 赤レンガ館 家庭裁判所 簡易裁判所 検察庁 法務省

●地下鉄 丸ノ内線・日比谷線 霞ヶ関駅 B1-b出口直結
千代田線 霞ヶ関駅 C1出口から徒歩3分
有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩8分
都営三田線 日比谷駅 A10出口から徒歩8分
有楽町駅から徒歩15分

●JR 有楽町線 日比谷駅

新宿相談所

スタジオアルタ 紀伊国屋書店 伊勢丹 交番 (都営) 新宿三丁目駅 C1出口 JTB マルイ アネックス 弁護士会新宿総合法律相談センター NSOビル5F

●地下鉄 丸ノ内線・副都心線 新宿三丁目駅 A1出口から徒歩2分
都営地下鉄新宿線 新宿三丁目駅 C1出口となり
●JR 新宿駅 東口又は南口より徒歩6分

立川相談所

多摩都市モノレール 北口第一 駐車場 弁護士会立川法律相談センター コアシティ立川12F

●多摩信用金庫本店 ●三菱東京UFJ銀行 ●フロム中武

●JR 立川駅 北口から徒歩7分

相談日は月曜日から金曜日(土・日・祝日・年末年始等を除く)

霞が関相談所 (東京支部事務局)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階

予約 **03-3581-1782**
お問い合わせ 午前9:30~12:00 午後1:00~5:00(月~金の平日)

相談時間 午前 ①10:00 ②10:45 ③11:15
午後 ④1:15 ⑤1:45 ⑥2:15 ⑦2:45 ⑧3:15
(相談時間は目安であり、相談開始時間をお約束するものではありません。)

*霞が関相談所は当日窓口受付枠もあります。
窓口受付時間 午前9:30~午後3:00
当日にならないと都合がわからない方、急なご相談のある方のために当日窓口枠をご用意しています。
ただし、一日に相談して頂ける人数には限りがありますので、混雑した場合は、受付終了時間が午後3時より早まる場合があります。
なお、相談は、正午から午後1時の間、休憩を頂いています。

新宿相談所 (平成26年3月、四谷から移転)

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-22 NSOビル5階
弁護士会新宿総合法律相談センター内

予約 **03-5312-5850**
予約受付時間 午前9:30~午後4:30(月~金の平日)

相談時間 午前 ①10:00 ②10:45 ③11:30
午後 ④1:00 ⑤1:45 ⑥2:30 ⑦3:15

立川相談所

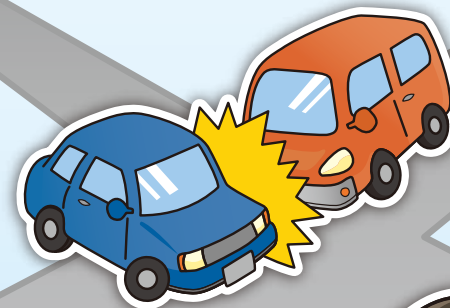
〒190-0012 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階
弁護士会立川法律相談センター内

予約 **042-548-7790**
予約受付時間 午前9:30~午後4:30(月~金の平日)

相談時間 午後 ①1:00 ②1:40 ③2:20 ④3:00

- #### 都下の市役所における相談
- *市役所での相談は、相談日を電話で確認の上、お出かけ下さい。
*市役所では相談のみで、弁護士への依頼や示談あつ旋の申込み手続きはできません。
- 八王子市役所 ☎042-620-7227
 - 小金井市役所 ☎042-387-9818
 - 立川市役所 ☎042-528-4319
 - 小平市役所 ☎042-346-9508
 - 武蔵野市役所 ☎0422-60-1921
 - 日野市役所 ☎042-585-1111
 - 三鷹市役所 ☎0422-44-6600
 - 東村山市役所 ☎042-393-5111
 - 青梅市役所 ☎0428-22-1111
 - 国分寺市役所 ☎042-325-0111
 - 府中市役所 ☎042-366-1711
 - 国立市役所 ☎042-576-2111
 - 昭島市役所 ☎042-544-5122
 - 福生市役所 ☎042-551-1529
 - 調布市役所 ☎042-481-7032
 - 東大和市役所 ☎042-563-2111
 - 町田市役所 ☎042-724-2102
 - 清瀬市役所(生涯学習センター) ☎042-492-5111
 - 東久留米市役所 ☎042-470-7738
 - 武蔵村山市役所 ☎042-565-1111
 - 多摩市役所 ☎042-338-6806
 - 稲城市役所 ☎042-378-2286
 - 羽村市役所 ☎042-555-1111
 - あきる野市役所 ☎042-558-1216
 - 西東京市役所(田無庁舎) ☎042-460-9805
 - 西東京市役所(保谷庁舎) ☎042-438-4000

交通事故の 相談・示談あつ旋



弁護士による
無料



霞が関
相談所

新宿
相談所

立川
相談所

公益 財団法人 日弁連交通事故相談センター東京支部

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3F
TEL. 03(3581)1782



無料で面接相談を行っています

相談できる内容

自賠責保険(共済)への加入が義務づけられている自動車・自動二輪車等による、日本国内での交通事故の民事的な問題についてです。(刑事事件・行政処分の問題の相談はできません)

民事的な問題とは…

- 損害賠償額の算定 ● 時効等の法律問題
 - 賠償責任者の認定 ● 請求の方法 ● 過失の度合、など
- 例えば、
- ・ 治療費はいつまで払って貰えるのか…
 - ・ 慰謝料額の目安を知りたい。
 - ・ 保険会社から書類が届いたけれどどうすればいいの？

相談できる方

1 交通事故の当事者

- ・ 加害者・被害者は問いません
- ・ 保険・共済への加入の有無は問いません

2 交通事故の当事者の同居のご家族・四親等内の親族等で、1に代わって相談するのが適当である方

面接相談の制限

- 1 すでに弁護士である代理人を選任しているときは、面接相談を受けられません。
- 2 相談回数は原則として、同一事故につき5回までです。5回を超える面接相談は受けられません。
- 3 その他、相談を行うのに適当でないと認められるときは、面接相談を受けられません。

相談できる内容や相談できる方には制限があります。
03-3581-1782 まで、お気軽にお電話でお尋ね下さい。



面接相談は相談時間を予約できます

東京には3つの相談所

霞が関・新宿(三丁目)・立川があります。

相談時間は1回**30分**以内、
相談回数は各相談所を通算して**5回**までです。



相談したい相談所が決まりましたら、各相談所へご予約のお電話をください。

事故の情報をお聞きする場合がありますので、
事故に関する書類をお手元にご用意の上、お電話をください。

* 霞が関相談所には当日窓口受付枠もご用意しています。
詳しくは、**03-3581-1782**へお問い合わせ下さい。

面接相談にお持ち頂くもの

所定用紙に事故の概況をご記入頂きます。また、交通事故の場合、言葉だけで状況を説明するのはなかなか困難です。そこで相談に来られる際に以下のような資料があれば、お持ち下さい。

- 交通事故証明書
- 診断書・後遺障害診断書
- 示談交渉をしている相手から届いたもの(保険会社からの提示書面等)
- 加害者と被害者の任意保険の有無、種類
- 事故の状況を示す図面(道路状況、加害・被害車(者)の位置、場所、日時、天候等)
- 現場・物損等の写真
- 事故前の収入を証明するもの(給与明細書、休業損害証明書、源泉徴収票など)
- その他事故に関する書類

面接相談を担当した 弁護士に依頼することもできます

依頼する場合には**弁護士報酬(着手金と報酬金)**が必要です。
(**弁護士費用保険利用も可能**)

依頼することができるかどうかは面接を担当した弁護士の判断となりますので、面接相談の際に弁護士に直接お申し出下さい。



無料の電話相談も
行っています

03-3581-1770

月～金曜日 午前の部10時～12時30分
(祝日を除く) 午後の部 1時～3時30分

相談できる時間は**10分**程度です。混雑により電話が繋がりにくい場合がありますがご了承下さい。



無料で示談あつ旋もしています
(示談成立のお手伝い)

損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時に、当センターの弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談が成立するようお手伝いします。調停の民間版とも言うべき制度で、早期に適正な賠償額での解決が期待できます。まず面接相談を受けていただき、示談あつ旋に適する事案かを弁護士が判断したうえ、申込み手続きをしていただけます。

示談あつ旋が可能な事案

自賠責保険または自賠責共済に加入することを義務づけられている車両による「自動車」事故事案に限ります。

人 損 **すべて可能**
人損を伴う物損 損害賠償義務者が自賠責保険にしか加入していない場合や無保険の場合でも可能

物 損 の み

損害賠償義務者が、日本損害保険協会加盟保険会社の物損の示談代行つきの保険に加入している場合、または以下の共済に加入している場合、可能

- 全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)の「マイカー共済」
- 教職員共済生協(教職員共済生活協同組合)の「自動車共済」
- JA共済連(全国共済農業協同組合連合会)の「自動車共済」
- 自治協会(全国自治協会)・町村生協(全国町村職員生活協同組合)の「自動車共済」
- 都市生協(生活協同組合全国都市職員災害共済会)の「自動車共済」
- 市有物件共済会(全国市有物件災害共済会)の「自動車共済」
- 自治労共済生協(全日本自治体労働者共済生活協同組合)の「自動車共済」
- 交協連(全国トラック交通共済協同組合連合会)の「自動車共済」
- 全自共(全国自動車共済協同組合連合会)の「自動車共済」・全自共と日火連(全日本火災共済協同組合連合会)の「自動車総合共済MAP(共同元受)」

審 査

損害賠償義務者が、上記の9共済のいずれかに加入している場合、示談あつ旋が不調となったときに審査の申出があれば、当センターの弁護士が公平な立場で審査し、結論を出します。上記の共済は、この結論を尊重することになっていきます(被害者は、結論が不満なら従う必要はありません)。